

尼崎市動物愛護推進員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第38条の規定に基づき動物愛護推進員（以下「推進員」という。）の設置について必要な事項を定めることを目的とする。

(委嘱)

第2条 推進員は尼崎市（以下、「市」という。）に居住し、動物愛護の推進に熱意と識見を有する20歳以上の者で、次の各号の条件を満たす者の内から市長が適任と認める者に委嘱する。

- (1) 地域の実情に精通し、動物の愛護及び管理に関する活動を尼崎市動物愛護センター（以下、「センター」という。）と協力して行うことができる者
- (2) 動物の愛護及び管理に関する知識等の普及啓発等に係るセンターとの活動実績があり、若しくは推進員活動を適正に行うと認められる者で、指導力及び行動力に富む者
- (3) 法その他動物関連法令に反する行為等により行政から文書による指導、勧告又は命令を受けたことのない者
- (4) 当該要綱に反する行為を行ったことのない者
- (5) 暴力団員又は暴力団員密接関係者でない者

2 市長は、推進員に対し、「動物愛護推進員証」（様式1号）を交付するものとする。

(委嘱期間)

第3条 推進員の任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。

(活動内容)

第4条 推進員は、災害時における市が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力及びセンターが実施する事業に関する協力をすることに加え、次の各号に掲げる協力活動のうち、市が指定した活動を行う。

- (1) 所有者が判明しない野良猫への繁殖制限措置に関する協力活動
- (2) 動物の適正飼育及び終生飼養に関する普及啓発協力活動
- (3) 動物の譲渡推進のための協力活動

(遵守事項)

第5条 推進員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公共の秩序に反した行為を行わないこと。
- (2) 推進員には公務員に準ずるような職務資格がないことから、施設等への立入調査や監視指導、措置命令などの権限がないことを理解し、遵守すること。
- (3) 推進員の立場を利用し、営利を目的とした活動を行わないこと。
- (4) 活動を行ううえで知り得た個人情報等を第三者に漏らさないこと。なお、推進員としての任を解かれた後も同様とすること。

- (5) 活動を行うにあたっては、個人の人格を尊重し、親切丁寧な態度で接するとともに、差別的な扱いや不快の念を抱かせないよう公正な判断で助言を行うこと。
- (6) 活動を行うにあたっては、「動物愛護推進員証」を必ず携行し、相手から求めがあった場合は提示すること。
- (7) 動物愛護センターの指示に従うこと。

(解 任)

第6条 推進員が、次のいずれかに該当する場合には、市長はこれを解任することができる。

- (1) 第2条第3号から第5号に該当しないことが判明した場合
- (2) 第5条各号のいずれかに反する行為を行ったと認められる場合
- (3) 推進員としての責務を果たさないと認められる場合
- (4) 推進員としてふさわしくないと認められる場合
- (5) 尼崎市外に居住地を移動した場合
- (6) 本人から解任の申し出があった場合

2 推進員は、前項の規定により解任された場合には、「動物愛護推進員証」を市長に返納しなければならない。

(費用等)

第7条 推進員活動に対する報償費や交通費など諸経費は支給しないものとする。

(報告等)

第8条 推進員は、推進員活動を行ったときは、「動物愛護推進員活動報告書」(様式2号)により、市長に報告しなければならない。

(研修会)

第9条 センターは、推進員との相互交流と技術研鑽を図るため、第4条各号に規定する市が指定した協力活動を行う推進員ごとに、必要に応じて研修会を開催する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進員の活動等についての必要な事項は市長が定める。

以 上

付 則

- 1 この要綱は、平成25年12月3日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、当初の委員の任期は、平成27年度末までとする。
- 3 この要綱は、令和3年10月28日から施行する。
- 4 第3条の規定にかかわらず、第5期の委員の任期は、令和6年3月25日から令和8年6月30日までとする。